

発議第9号

専決処分事項の指定について

専決処分事項の指定について次のように定める。

平成26年11月14日 提出

平成26年11月 日

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 鳥羽市議会議員 | 山本泰秋 |
| 賛成者 | 鳥羽市議会議員 | 井村行夫 |
| 賛成者 | 鳥羽市議会議員 | 坂倉広子 |
| 賛成者 | 鳥羽市議会議員 | 世古安秀 |
| 賛成者 | 鳥羽市議会議員 | 坂倉紀男 |
| 賛成者 | 鳥羽市議会議員 | 村山俊幸 |

提案理由

地方自治法第102条の2に規定された通年会期の採用により、市長において専決処分をすることができる事項を次のとおり指定するため、本提案とするものである。

専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 1 件 50 万円（自動車の運行により人の生命又は身体を害した場合にあっては、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定に基づく保険金額の最高限度額）以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること。
- (2) 市営住宅に係る訴訟の提起、裁判上の和解及び調停に関すること。
- (3) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。